

水道利用加入金の一部を減免しています

水道普及率の向上を目指し、給水装置の新設および水道メータ個数の増設、増口径工事の申込者を対象に、水道利用加入金の一部を減免しています。

令和元年 10 月 1 日から消費税（地方消費税を含む）の税率が 8% から 10% に引き上げられることから、水道利用加入金減免額が変更になります。

【減免期間】 令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

【減免対象者】 上記期間内に新規水道加入者及び増設・増口径の水道申込により、水道利用加入金納付が必要となる方

※ 増設…水道メータの個数が増える方
増口径…水道メータの口径が増える方

新規および増設に係る減免額

※税込

メータ口径	水道利用加入金	減免額	減免後の額
13 _{mm}	99,000 円	33,000 円	66,000 円
20 _{mm}	165,000 円	55,000 円	110,000 円
25 _{mm}	198,000 円	33,000 円	165,000 円
30 _{mm}	286,000 円	33,000 円	253,000 円
40 _{mm}	363,000 円	44,000 円	319,000 円
50 _{mm} 以上	825,000 円	55,000 円	770,000 円

増口径に係る減免額

※税込

メータ口径	水道利用加入金	減免額	減免後の額
13 _{mm} ⇒ 20 _{mm}	66,000 円	33,000 円	33,000 円
13 _{mm} ⇒ 25 _{mm}	99,000 円	33,000 円	66,000 円
20 _{mm} ⇒ 25 _{mm}	33,000 円	11,000 円	22,000 円

※「上記以外」増口径に係る減免額は一律 11,000 円となります。

水道利用加入金の減免を希望する方は、減免申請書に必要事項を記入し、給水工事申込書および給水装置工事設計審査申請書とともに水道課へ提出してください。

※ 減免申請書の提出のないものや期間を過ぎたものは無効となりますのでご注意ください。

【 問い合わせ：かすみがうら市水道課 ☎ 029-897-1346 】

水道利用加入金改定のお知らせ

令和元年 10 月 1 日

令和元年 10 月 1 日から消費税（地方消費税を含む）の税率が 8% から 10% に引き上げられることから、水道事業の運営資金の一つである水道利用加入金が変更になります。

公営企業である水道事業は、消費税の納税義務者であるとともに、飲料水供給のため支払う費用には消費税が課税されております。このため、受益者となる利用者の皆様方に、下表のとおり改定後の消費税相当額を含んだ水道利用加入金をご負担いただくものです。

今後とも引き続き、効率的な事業運営と健全な経営により「安全で良質な水道水」をお届けできるよう努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、水道利用加入金については継続して減免措置を講じております。詳しくは裏面をご覧ください。

新規および増設に係る水道利用加入金

※税込

メータ口径	改定前	改定後
13 _{mm}	97,200 円	99,000 円
20 _{mm}	162,000 円	165,000 円
25 _{mm}	194,400 円	198,000 円
30 _{mm}	280,800 円	286,000 円
40 _{mm}	356,400 円	363,000 円
50 _{mm} 以上	810,000 円	825,000 円

増口径に係る水道利用加入金

※税込

メータ口径	改定前	改定後
13 _{mm} ⇒ 20 _{mm}	64,800 円	66,000 円
13 _{mm} ⇒ 25 _{mm}	97,200 円	99,000 円
20 _{mm} ⇒ 25 _{mm}	32,400 円	33,000 円